

# 社会福祉法人聖和むつみ会

## 特別養護老人ホーム メイサムホール（介護予防短期入所）運営規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人聖和むつみ会が設置する特別養護老人ホーム メイサムホール（以下「事業所」という）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

### （事業の目的）

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の援助および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

### （運営の方針）

第3条 本事業所において提供する介護予防短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨および内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者およびその家族のニーズを的確に捉え、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者またはその家族に対し、提供するサービスおよびその内容についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5 事業の実施にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称および所在地）

第4条 事業を実施する事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 特別養護老人ホーム メイサムホール

（2）所在地 厚木市愛甲 2208-1

### （職員の職種、員数および職務内容）

第5条 本事業所に勤務する管理者および職員などの職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 常勤1名（指定介護老人福祉施設の管理者と兼務）

管理者は、事業所の職員の管理および業務の管理を一元的に行う。

（2）介護支援専門員 常勤1名（指定介護老人福祉施設の介護支援専門員と兼務）

介護支援専門員は、介護予防短期入所生活介護の提供にあたり、利用者の心身の状況などを的確に把握し、利用者に対し適切な支援を行う。

(3) 生活相談員 常勤1名（指定介護老人福祉施設の生活相談員と兼務）

生活相談員は、利用者およびその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者など他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(4) 介護職員 常勤27名、非常勤12名（指定介護老人福祉施設の介護職員と兼務）

介護職員は、介護予防短期入所生活介護の提供にあたり利用者的心身の状況などを的確に把握し、利用者に対し適切な介護を行う。

(5) 看護職員 常勤3名、非常勤6名（指定介護老人福祉施設の看護師と兼務）

看護職員は、健康チェックなどを行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するためには必要な処置を行う。

(6) 管理栄養士 常勤1名（指定介護老人福祉施設の管理栄養士と兼務）

管理栄養士は、利用者の献立の作成、調理作業の指導、調理室の衛生管理などを行い、利用者の適切な栄養管理に努める。

(7) 機能訓練指導員 常勤1名（指定介護老人福祉施設の機能訓練指導員と兼務）

機能訓練指導員は、介護予防短期入所生活介護の提供にあたり、利用者の日常生活やレクリエーション、行事などを通じて機能訓練を行う。

(8) 医師 非常勤1名（指定介護老人福祉施設の医師と兼務）

医師は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のため、適切な措置を行う。

(利用定員)

第6条 本事業所の利用定員は4名とする。

(営業日および営業時間)

第7条 本事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日まで、年中無休とする。

(2) 営業時間（受付） 午前8：30から午後5：30までとする。

(事業の内容)

第8条 本事業所の事業内容は、次のとおりとする。

(1) 身体介助

(2) 入浴介助

(3) 食事介助

(4) 排泄介助

(5) 健康状態の確認

(6) 機能訓練

(7) 送迎サービス

(8) 相談・助言に関するこ

(利用料)

第9条 本事業所が提供する介護予防短期入所生活介護の利用料は別紙料金表のとおりとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 送迎の実施地域は、厚木市全域、伊勢原市全域、清川村全域および平塚市の一部地域（大島・吉際・大神・田村・横内・小鍋島）とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は介護予防短期入所生活介護サービスの提供を受ける際には、医師の判断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

2 利用者に、サービスの実施および安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者およびサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものとする。ただし、その場合に事業者は利用者のプライバシーなどの保護について十分配慮する。

3 利用者は、事業所の施設（設備および備品）について、故意または過失により滅失、破損汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、相当の代価を支払うものとする。

4 利用者は施設内で次の各号に該当する行為をすることを禁止するものとする。

- (1) 決められた場所以外での喫煙など、火気を用いること。
- (2) サービス従事者または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと
- (3) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- (4) けんか、口論、泥酔など他人に迷惑をかけること
- (5) 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること
- (6) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(秘密の保持)

第12条 本事業所の職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

2 職員に対しては、退職後も業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、雇い入れ時必要な措置を講じるものとする。

3 地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などに対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ利用者の同意を得る。

(苦情処理)

第13条 施設は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口および担当者の設置、事実関係調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出、提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合にはそれに従い、必要な改善を行う。

3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から助言を得た場合には、それに従い、必要な改善を行う。

(緊急時等における対応方法)

第14条 サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師及びあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡、その他の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第16条 介護予防短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難など適切な処置を講ずる。また、管理者は、日常に具体的な対処方法、避難経路および協力機関などとの連携方法を確認し、災害時には避難などの指揮を取り、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、介護職員などの質的向上を図るための研修の機会を提供するものとし、また業務体制を整備する。

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人聖和むつみ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、令和3年1月4日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年8月1日より施行する。
- 3 この規程は、令和4年4月1日より施行する。
- 4 この規程は、令和5年4月1日より施行する。

## 特別養護老人ホーム メイサムホール 料金表

## (1) 基本料金

介護保険一部負担 (個室・多床室)	要介護度区分	1割負担	2割負担	3割負担
	要支援1	476円	951円	1,427円
	要支援2	592円	1,184円	1,775円
個人負担	滞在費（個室）	1,680円		
	滞在費（多床室）	1,285円		
	食 費	朝食 420円	昼食 880円	夕食 650円

\*介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、段階別限度額が適用となります。

## (2) 加算

対象者	項目	個人負担（1回につき）		
		1割負担	2割負担	3割負担
該当者のみ	療養食加算	9円	17円	26円

対象者	項目	個人負担（日額）		
		1割負担	2割負担	3割負担
全利用者	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	7円	13円	19円
該当者のみ	送迎加算（片道）	197円	393円	589円
	若年性認知症利用者受入加算	128円	256円	384円

## (3) 経過措置による加算

全利用者	* 介護職員処遇改善加算 I A {介護報酬総単位数×0.083×10.66} - [A × (1.0 - 負担割合(1割または2割または3割)) (※端数切捨て)] ご利用者の一ヶ月間の利用実績により計算されます。
	* 介護職員等特定処遇改善加算 I A {介護報酬総単位数×0.027×10.66} - [A × (1.0 - 負担割合(1割または2割または3割)) (※端数切捨て)] ご利用者の一ヶ月間の利用実績により計算されます。
	* 介護職員等ベースアップ等支援加算 A {介護報酬総単位数×0.016×10.66} - [A × (1.0 - 負担割合(1割または2割または3割)) (※端数切捨て)] ご利用者の一ヶ月間の利用実績により計算されます。

\*上記(1)～(3)の料金には地域加算が含まれています。

## (4) その他の費用

特別食	実費（メニューにより異なる）
理美容サービス	1回 2,500円
インフルエンザ予防接種費用	実費
利用者の希望により施設が提供する日用品費	実費
特別医療処置材料費	実費